危険なブロック塀等の除却を支援します

古いブロック塀等は、大規模な地震が発生した場合は倒壊する可能性が高いと言われています。
練馬区では、道路に面する危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成しています。
特に、閉そく防止路線沿道では、撤去を促進するため助成を拡充しています。

閉そく防止路線ってなに？

閉そく防止路線とは、ブロック塀の倒壊等により道がふさがる懸念がある路線です。
ホームページでチェックしてみましょう。



対象となるブロック塀等

（１）**位置**　道路に面するもの
（２）**高さ**　高さ80cm以上のもの
（３）**その他**
・撤去工事に着手していないもの
・新設する場合は60cm以下にすること
・区の調査により危険性があると判定されたもの
・その他、区の指定する要件を満たすこと　→ → HPをチェック

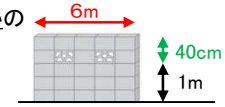


助成内容

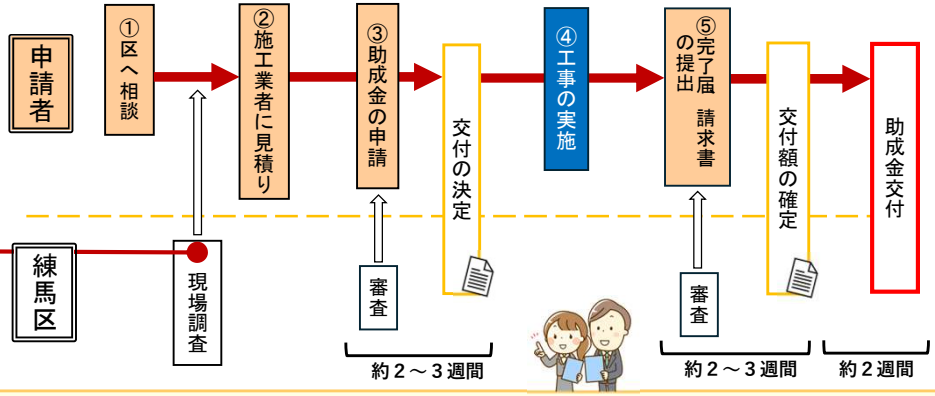
対象	閉そく防止路線沿い	危険性の高いブロック塀等	指定路線以外のブロック塀
助成金額 長さ1mあたり	21,000円/m	19,000円/m	8,000円/m
加算金額 高さ1mを10cm超えるごとに加算	1,200円	1,100円	500円

（例）幅６m×高さ1.4mの危険性のある閉そく防止路線沿いのブロック塀の場合

（ 21,000円 ＋ 4 ×1,200円 ）× 6m ＝ 154,800円



助成フロー



ブロック塀等助成・このパンフレットに関するお問合せ先

練馬区役所 本庁舎15階 5番窓口
都市整備部 防災まちづくり課 防災まちづくり担当係
電　話：03−5984−1303　FAX：03−5984−1225
E-mail：BOUMACHI01@city.nerima.tokyo.jp

発行日：令和8年10月

みんなで進めよう　防災まちづくり

助成制度のご案内

発行：練馬区

**近い将来、首都直下地震の発生が懸念されています。
いつ起きてもおかしくない大規模災害に向けて、
災害に強いまちをぜひ一緒に目指しましょう**



1動画でチェック
政府広報オンライン　人口3,690万人を襲う首都直下地震

対象地域

防災まちづくり事業実施地区
・防災まちづくり推進地区
（田柄、下石神井、富士見台駅南側）
・密集事業実施地区
（貫井・富士見台、桜台東部）

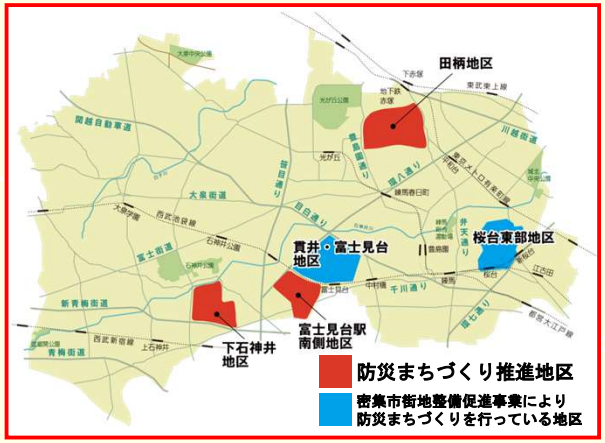
災害に強いまちへ！

空家等活用促進区域
・田柄地区

不接道宅地を建替えしやすく！



詳細については防災まちづくり課へご相談ください



「防災まちづくり事業」の主な内容

助成制度の種類

古い住宅の解体工事等の費用を助成します

２面へ

狭あい道路等の拡幅を支援します

３面へ

危険なブロック塀等の除却を支援します

４面へ

制度の導入

●不燃化｜新たな防火規制の導入
建物の不燃化を促進し、火災の燃え広がりを抑えます。

●建替え｜空家等活用促進区域の指定
不接道空き家等の建替えを促進します。

周知活動

イベント等の開催





「防災まちづくりニュース」を発行

詳しくは中面へ

古い住宅の解体工事等に関する費用を助成します

いつ起きてもおかしくない大地震に備え、人命や財産を守るため、助成制度を活用して建築物の耐震化を進めましょう。耐震化の手法には耐震改修工事または除却・建替え工事があります。

～建替えや建物の耐震性が不安になったタイミング等で、助成の利用を検討してみましょう～

対象建物

防災まちづくり事業実施地区内の旧耐震住宅（昭和56年５月31日以前新築）

１面をチェック

※その他諸条件があります。詳しくは区にお問い合わせください。

助成内容（一部抜粋）

	助成率	上限額
耐震改修	3/4	310万円
除却	3/4	150万円
		200万円 *
建替え	3/4	225万円
		275万円 *

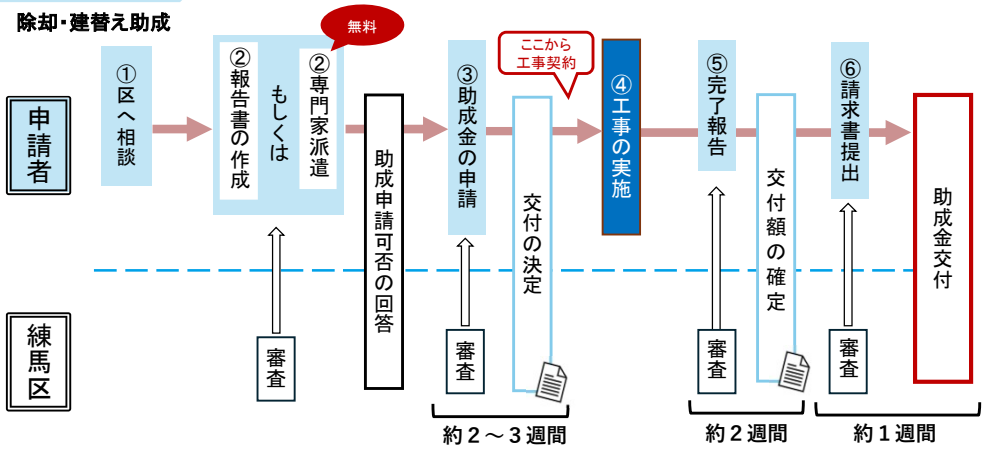
＊田柄地区

※ このほか、耐震診断・耐震改修の設計などに対する助成があります。
※ このほか、昭和56年６月１日から平成12年５月31日までに着工した、平屋建てまたは２階建ての木造住宅に対する助成があります。
※ 除却工事・建替え工事は、面積による限度額もあります。

詳しくはHPでチェック

助成フロー

除却・建替え助成



※耐震改修助成の場合、手続きや要件が一部異なります。

お問い合わせ先

練馬区役所 本庁舎15階5番窓口
都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係
電 話：03－5984－1938　FAX：03－3993－1225
E-mail：KENCHIKUDAI24@city.nerima.tokyo.jp

狭あい道路等の拡幅を支援します

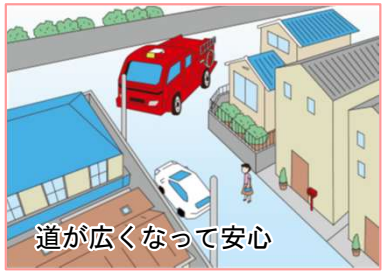
狭あいな道路は、災害時には延焼の拡大、緊急車両の通行や避難を妨げるなど、さまざまな課題を抱えています。区では、狭あい道路等を拡幅するための支援制度を設けています。

対象要件・助成内容

後退用地を区道または区有通路として区に寄附いただいた場合、寄附をした土地の所有者に奨励金を交付します。また、支障物の撤去等に係る費用の一部を助成する制度を利用できます。



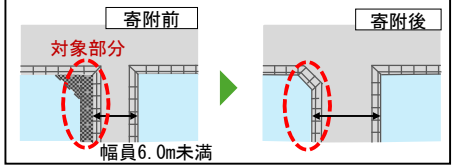
道路拡幅



狭あい拡幅促進路線はHPでチェック

1 すみ切り用地などの公道化の奨励

すみ切り用地などを区道または区有通路として区に寄附いただいた場合、土地の所有者に奨励金を交付します。

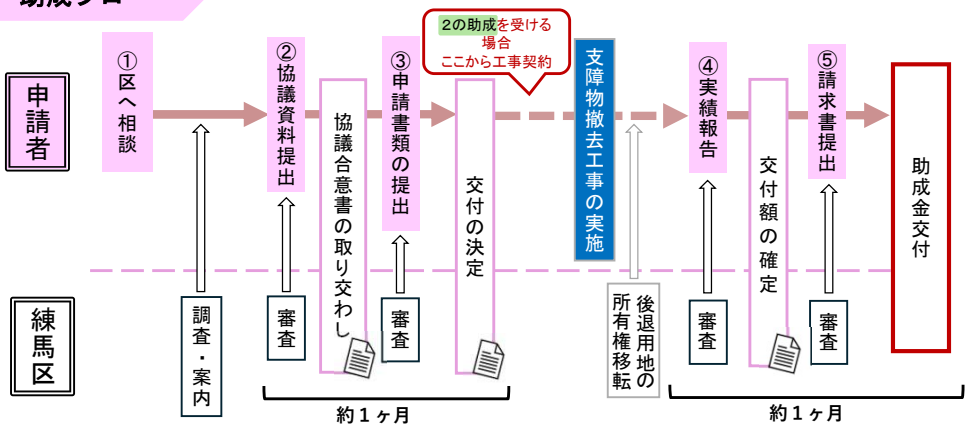


2 拡幅整備に支障となる埋設物などの撤去・移設費用の助成

拡幅整備を行うために支障となる電柱や埋設物などの移設または撤去に係る費用の一部を助成します。



助成フロー



※狭あい道路が私道の場合、手続きや要件が一部異なります。

お問い合わせ先

練馬区役所 本庁舎15階　5番窓口（防災まちづくり課）4番窓口（建築課）
都市整備部 防災まちづくり課　防災まちづくり担当係　電 話：03－5984－1303
建築・開発担当部 建築課　狭あい道路拡幅係　電 話：03－5984－1985